

# 再雇用制度実施規程

## (制度の内容)

第1条 満60才で定年退職をした社員で、継続して勤務を希望し、会社が必要と認めるときは、特別従業員または嘱託として再雇用します。

## (身分)

第2条 この制度の適用を受けるひとの身分は、特別従業員は役職につけ、嘱託は原則として役職につけません。が、何らかの理由により会社が必要と認めるときに役職を委嘱することがあります。

## (働く契約期間)

第3条 働く期間は1年として、必要に応じて1年毎の更新とします。ただし、満65才で打ち切りとします。

## (解雇の条項)

第4条 会社は、働く契約期間中でも、就業規則の解雇の規定に該当するときは解雇し、働く契約を解除することができるものとします。

## (解雇予告)

第5条 懲戒解雇になったときなどの解雇の予告が必要でない場合を除き、契約期間中に解雇するときは、30日前に予告するか、または30日分の平均賃金を支払って、即時に契約を解除します。

## (給与)

第6条 再雇用の期間中の給与は、つぎによります。

- ①基本給は定年退職時の60～80%の範囲内で支給します。
- ②諸手当は、正社員に準じて支給します。
- ③賞与は、正社員に準じて支給します。
- ④昇給はおこないませんが、契約更新のときにいろいろな実情を勘案して、見直しすることがあります。

## (退職金)

第7条 再雇用される社員の退職金は、満60歳の定年退職の時点で支給します。ですから、再雇用後に退職しても、退職金は支給しません。

(有給休暇)

第8条 再雇用社員の有給休暇は、定年退職のときの残日数を引継ぐものとします。

(そのほかの働く条件)

第9条 そのほかの働く条件については、当社の就業規則を準用します。

(実施の時期)

第10条 本規程は平成 年 月 日より実施します。